○国土交通省告示第千四百四十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十四の規定により登録実務講習事務の全部を休止する届出があったので、同規則第十三条の三十二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　事務の全部を休止する登録実務講習機関の名称　株式会社週刊住宅新聞社

二　事務の全部を休止する者の登録番号　（11）第九号

三　事務の全部を休止する者の住所　東京都新宿区高田馬場一丁目二十八番十号

四　休止する事務の範囲　登録実務講習事務及びこれに付随する事務全て

五　事務の全部を休止する年月日及びその期間　平成二十二年十二月一日から平成二十三年九月一日まで

○国土交通省告示第千四百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年十二月八日（縦覧期間一週間）

二　縦覧場所　宮城県仙台市太白区長町五丁目二番三十八号　独立行政法人都市再生機構仙台都市整備事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千四百五十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

本則の表利率の欄中「一・〇パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附則第三項の表二の項中「一・三パーセント」を「一・四パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

一・三パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	一・三パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
無利子	一・四パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

同表四の項中「一・三パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千四百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村地内から同村第九地割字銅屋地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村、第十地割字羅賀、第八地割字太田名部、第七地割字明神及び第九地割字銅屋地内

２　使用の部分　岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村、第十地割字羅賀、第八地割字太田名部、第七地割字明神及び第九地割字銅屋地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡普代村第十一地割字柏木平地内から同村第十六地割字天拝坂地内までの延長4.15kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事等は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

（1）　得られる公共の利益

一般国道45号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、気仙沼市、宮古市、久慈市、八戸市等を経て、青森市に至る総延長583.8kmの路線であり、東北地方の太平洋沿岸の各地方生活圏を結び、社会、経済及び文化の発展に大きな役割を果たしている主要幹線道路である。

本路線が通過する宮古市以北の岩手県沿岸北部地域（以下「当該地域」という。）は、サンマ、ホタテ、アワビ等の水産業が盛んな地域である。これらの水産物は、県内有数の水揚げ量を誇る宮古港等から本路線を介して当該地域の各加工場へ輸送され、加工された後、主に八戸市、仙台市及び関東方面へ出荷されている。また、当該地域は自然公園法（昭和32年法律第161号）による国立公園である陸中海岸国立公園があり、浄土ヶ浜や北山崎などの多くの自然風景地を有する観光地域でもある。

しかしながら、当該地域におけるこれらの水産物の物流や観光等の交通は、そのほとんどを自動車輸送に依存している一方で、当該地域の主要幹線道路は本路線しかない状況にある。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、ほとんどの区間が狭小な２車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が存するなど線形も悪いうえ、近年の大雨による自然災害によって全面通行止めが発生するなど、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。